

鳥取県文化芸術活動支援補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出（文化政策課の定める日まで）

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」又は電子メールにより送信、もしくは下記提出先に郵送、持参してください。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則20日以内）

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

※事業予定内容から変更があった場合は、一先ず担当者へご連絡ください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：事業本体とその精算業務が終了することを指します。

5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から30日以内）

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」又は電子メールにより送信、もしくは下記提出先に郵送、持参してください。

◎補助金の支払い

○支払時期については、額の確定通知発送後または振込依頼書受付日より2週間程度いただきます。

○概算払を希望される場合は、交付申請時にお知らせください。

資料提出・問い合わせ先 地域社会振興部 文化政策課
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-220
電話:0857-26-7843 電子メール:bunsei@pref.tottori.lg.jp